

<平成21年度入札制度一部改正の概要>

1 平成21年度の各所管事業の上半期執行に係る入札方式

現下の経済情勢を踏まえ、補正予算成立後の迅速な発注に資するため、設計金額が3,000万円以上9,000万円未満の工事で、平成21年7月1日から平成21年9月30日までに契約の申込みの誘引を行う調達契約については、原則として指名競争入札により発注するものとする（総合評価方式により発注するものを除く。）

2 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の見直し

工事の品質を引き続き確保し、適正価格での契約を推進するため、平成21年4月10日に見直された中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠して、最低制限価格等の算出方法を下記のとおり見直す。

【最低制限基準価格】

直接工事費 × 95 % + 共通仮設費 × 90 % + 現場管理費 × 70 % + 一般管理費 × 30 %

[範囲：予定価格（税抜き）の 70 % ~ 90 %]

【最低制限価格】

最低制限基準価格 × ランダム係数 (X)

1.00000 ランダム係数 (X) 1.01000 (0.00001 刻み)

【低入札価格調査基準価格】

直接工事費 × 95 % + 共通仮設費 × 90 % + 現場管理費 × 70 % + 一般管理費 × 30 %

[範囲：予定価格（税抜き）の 70 % ~ 90 %]

【失格判断基準価格】

直接工事費 × 85 % + 共通仮設費 × 65 % + 現場管理費 × 60 % + 一般管理費 × 20 %

3 主任（監理）技術者及び現場代理人の取扱いの一部改正

平成21年4月に発注標準の引き下げを行ったことに伴い、下位ランク業者の受注機会確保を図るため、下記の要件をすべて満たし、現場の施工管理上差し支えない場合は、現場代理人の兼任を認める。

- (1) 兼任できるのは3つの工事までとする。
- (2) 兼任する工事がすべて県発注工事であること。
- (3) 兼任する工事現場は、同一管内（振興局等）であること。
- (4) 請負金額の合計が税込み2,500万円未満であること。